

【第7号（金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う 金融取引の調整）】に関する手続きの流れ

金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により、借入れが減少している中小企業者を支援するための措置です。

【利用対象者】

- (1) 住所地等が以下のとおりであること。
法人：登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地が府中市内にあること。
個人：事業実体のある事業所の所在地が府中市内にあること。
- (2) 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること。
- (3) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (4) 次の要件に全て該当すること。
 - ① 申請者が、法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
 - ② 申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
 - ③ 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

【必要書類】

法 人		個 人	
番号	必要書類	番号	必要書類
①	認定申請書 1部 ※指定様式あり	①	認定申請書 1部 ※指定様式あり
②	指定金融機関からの借入金残高証明書（直近及び直近の前年同期のもの）	②	指定金融機関からの借入金残高証明書（直近及び直近の前年同期のもの）
③	すべての金融機関からの借入金残高証明書（直近及び直近の前年同期のもの）	③	すべての金融機関からの借入金残高証明書（直近及び直近の前年同期のもの）
④	直近1年分の確定申告書（別表1、法人事業概況説明書）の写し	④	直近1年分の確定申告書の写し（青色（青色申告決算書を含む一式）又は白色（収支内訳書を含む一式）） ※電子申告の場合はメール詳細の写しも必要
⑤	履歴事項全部証明書の写し ※発行日から3カ月以内のもの		

【注意事項】

- ・ 指定金融機関については、1行では比率が該当しない場合でも、借入先が2行以上指定されていて、合計すれば該当する場合は、合算した金額で申請することも可能です。
- ・ 指定金融機関は、中小企業庁のホームページに掲載されています。
[セーフティネット保証制度\(7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整\) | 中小企業庁](#)
- ・ 認定基準における「直近」とは、原則、申請の時点から1か月前までを指します。
- ・ 「全ての金融機関」とは、中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関

及びいわゆる政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫）を指します。また、破綻金融機関からの借入額も含めます。

- ・「前年同期」とは、原則、前年の同月同日を指します。
- ・住宅ローン等事業資金以外の借り入れは融資残高に含めません。

【提出先】 窓口にてご提出をお願いいたします（予約不要）。

府中市生活環境部産業観光課 商工係

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

TEL 042-335-4142

※ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。